

行政評価シート（事務事業評価）		評価年度	26年度
事業名	老人保護措置事業	担当課	福祉課
細分化した事業名			

### 1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	誰もが安心して暮らせるまちづくり	
	政策	地域の絆を深める福祉社会の実現	
	施策	高齢者福祉の充実	
関連する個別計画等		根拠条例等	老人福祉法

### 2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	措置に係る者を入所させ、養護するとともにその者が自立した日常生活を確保するための援助を行うことを目的とする。(老人福祉法第20条の4)
事業の手段	65歳以上のものにおいて、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活することが困難な者を必要に応じて入所させる措置をとります。(老人福祉法第11条第1項第1号)
事業の対象	市内在住の65歳以上の者

### 3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		23年度	24年度	25年度
A	事業費 (千円)	67,614	70,553	73,741
財源内訳	国・県支出金			
	その他(使用料・借入金ほか)	11,710	13,055	12,703
	一般財源			
B	担当職員数(職員E) (人)	0.1	0.1	0.1
C	人件費(平均人件費×E) (千円)	681	668	649
D	総事業費(A+C) (千円)	68,295	71,221	74,390
主な事業費用の説明		措置費(施設事務費、生活費)		

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した、23年度(6,819千円)、24年度(6,687千円)、25年度(6,491千円)を使用しています。

### 4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
活動指標	1	措置者 年間(延べ) 静心寮 その他(4施設:4人)	(343) 295 48	(358) 310 48	(378) 330 48
	2				
	3				
妥当性		<input type="checkbox"/> A 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない			
上記活動指標と妥当性の説明	1	人数にあまり変化はないが、居宅において生活することが困難な者を保護することは、必要な事であり、事業としては妥当			
	2				
	3				

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			23年度	24年度	25年度
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	措置者の月平均 措置者数/12月	24 1	25 1	27 1
	2				
	3				
成果		<input type="checkbox"/> A 上がっている <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input type="checkbox"/> C 上がっていない			
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	居宅において生活することが困難な者を保護するということは、必要な事であり、事業としては妥当			
	2				
	3				

事務事業総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input checked="" type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	--

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大 (コストを集中的に投入する) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 (事務的な改善を実施する) <input type="checkbox"/> 全部改善 (内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要) <input type="checkbox"/> 縮小 (規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する) <input type="checkbox"/> 廃止 (廃止の検討が必要)
事務事業の改善案	改善の概要・方向性 (いつまでに、どういう形で具体化するのか)
	26年度の改善計画 (今後の事業展開説明) 老人福祉法において、家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、措置をしているため、継続して措置していく。
過去の改善経過	
課長所見	静心寮の老朽化・介護保険制度施行により養護老人ホームのあり方について検討すべき時期にある。